

令和6年度港区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要です。

このため、港区においては、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められています。

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、港区が行う物品等の調達についての方針を定めるものです。

1 調達する物品等

区が契約によって調達する物品等は、おおむね次のとおりとします。なお、下記に記載のないものであっても、障害者就労施設等が受注可能なものであれば対象とします。

（1）物品

事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、生花、防災用品・備蓄品、その他の物品

（2）役務

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営、その他のサービス・役務

2 適用範囲

この調達方針は、各総合支所（部・所・室・局）での物品等の調達に適用します。

3 物品等の調達目標額 1億1,000万円

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針での障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の施設等とします。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に基づく施設

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービスを行う施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行うものに限る。）

（2）障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

（3）障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

（4）障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

（5）在宅就業障害者

（6）在宅就業支援団体

5 調達への推進に向けた取組

契約の競争性、公正性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号を活用し、他の政策目的に基づく物品等の優先的な調達との調整に留意しながら、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図るため、次のとおり取り組みます。

（1）情報の収集及び提供

障害者福祉課は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について、「優先調達方針に基づく物品等発注の手引き」を更新するなど、庁内に向けて障害者就労施設等の事業内容に関する情報を積極的に提供し、発注の拡大に努めます。

また、区が必要とする物品等について障害者就労施設が提供できない場合も受注可能となるよう障害者就労施設において必要な支援を行います。

（2）優先的な発注

各総合支所（部・所・室・局）は、可能な限り優先的に障害者就労施設等への発注を行います。発注に際しては、「優先調達方針に基づく物品等発注の手引き」を参考に、障害者就労施設等が受注できるような履行期間や発注量について配慮します。

（3）入札実施の際の配慮

区は、障害者就労施設等が受注可能な物品等を調達するに当たり、競争入札により受注者を決定する場合は、障害者就労施設等が入札に参加できるよう措置を講じます。

区では平成27年4月1日から入札における区内事業者の優遇の拡充策として、原則、区の入札は全て区内事業者限定としていますが、障害者就労施設等が受注可能な物品等の調達に関する入札案件の場合は、例外として区外の障害者就労施設も入札に参加することを可とします。

6 調達実績の公表

物品等の調達の実績については、年度終了後に取りまとめ、速やかに区ホームページ等で公表します。

7 その他（自動販売機設置に当たっての配慮）

区有施設の自動販売機の多くは、特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団及び港区心身障害児・者団体連合会（以下「事業団等」という。）が設置事業者となっており、設置した自動販売機の手数料収入は、事業団等の円滑な活動を維持していくための貴重な収入源となっています。自動販売機の設置事業者の選定に当たっては、事業団等が管理する自動販売機の設置機会の拡大を図るため、指定管理者制度導入施設も含め、特段の配慮をお願いします。